

平成１９年１２月１８日

ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に対する意見

社団法人 全国信用組合中央協会

- かねてより信用組合業界では、新規業務への参入の是非の審議に際しましては、特に公正な競争条件が確保されているか否かの判断については、慎重に審議する必要があると主張してきた。
- 公正な競争条件が確保されないまま業容拡大に走れば、それは民業圧迫につながり、地域を基盤とする信用組合、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすものとする。仮に、ゆうちょ銀行が、中小金融機関の機能を補完するようなビジネスモデルの構築を目指すならば、地域金融・地域経済への影響は最小限にとどまる可能性があるものとする。
- 今回の新規業務に係る認可申請は、投資家の信認や投資対象としての評価を得るための新規業務拡張路線の布石であり、大いに懸念するところである。利用者のニーズを聞くことなく、株式上場を急ぎ、「業容拡大のみ」を追求するようなことがあってならないと考える。
- 公正な競争条件の確保の大前提である暗黙の政府保証について、貴委員会は「暗黙の政府保証は預金者等の誤解である」として表明しているが、政府によるこれらの広報活動が「暗黙の政府保証」についての預金者等の意識を払拭しているのか、審議に当って検証すべきである。
- 以上により、今回の申請についても地域金融の混乱防止や競合金融機関との関係から移行期間中の政府出資が残る間は、認められるべきではないと考える。

以 上